

## 【別紙1】

### 1 行政財産貸付料算定基準〔土地及び建物の貸付料算定式〕

#### (1) 土地貸付料

$$\text{年額} = \frac{\text{土地の台帳価格}}{\text{土地の総面積}} \times \frac{6}{100} \times \text{土地の使用許可面積}(1 \text{ m}^2 \text{未満端数切上げ})$$

(※1)

ただし、貸付け期間が一月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地を貸付ける場合は、次の式による。

$$\text{年額} = \left[ \frac{\text{土地の台帳価格}}{\text{土地の総面積}} \times \frac{6}{100} \times \text{土地の使用許可面積}(1 \text{ m}^2 \text{未満端数切上げ}) \right] \times \frac{108}{100}$$

(※3)

#### (2) 建物の使用料

$$\left[ \frac{\text{建物の台帳価格}}{\text{建物の延べ面積}} \times \frac{8}{100} + \frac{\text{土地の台帳価格}}{\text{土地の総面積}} \times \frac{6}{100} \times \frac{\text{建物の建築面積}}{\text{建物の延べ面積}} \right] \times \frac{108}{100} \times \text{建物の使用許可面積}^*$$

(※2) (※3) (\*1 m<sup>2</sup>未満の端数切上げ)

《備考》

・「土地の総面積」、「建物の延べ面積」、「建物の建築面積」は、台帳記載の数値を使い、1 m<sup>2</sup>未満の端数切り上げ等はしないこと。

※1 土地単価額

(なお、土地の総面積は原則として台帳記載の実測面積を用い、実測面積の記載がないものは公簿面積を用いる。)

※2 土地使用料相当額

※3 消費税率

### 2 期間の計算等

- (1) 貸付料に十円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。
- (2) 貸付料を算定する場合における期間及び面積の計算は、次のとおりとする。
  - ア 貸付期間が一年に満たないときは月割り計算とし、一月未満の日数があるときは、その日数は一月として計算する。
  - イ 貸付面積に一平方メートル未満の端数があるとき、又はその全部が一平方メートル未満であるときは、一平方メートルに切り上げるものとする。
- (3) 取り扱い上の留意事項
  - ア 1の貸付料算定基準により貸付料を算出する際、計算途中で個々の端数処理をせず、合計金額について端数処理をすること。
  - イ 月割り計算を行うときは、年額の貸付料を基本として行うこと。